

令和6年(2024年)2月1日現在

⑬処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する事項

金属くず(有価物)・・・・・・・・・・売却

再生クラッシュラン(有価物)・・・・・・・・・・売却及び自社利用

木チップ(有価物)・・・・・・・・・・売却

石膏(有価物)・・・・・・・・・・売却